

規制改革検討の進め方について

2011.10.18

川本裕子

○基本的考え方

・規制・制度の改革により、民間企業・消費者の活動・選択範囲が拡大。これにより、雇用が拡大し、創意工夫・イノベーションが強化される。消費者・ユーザーが価格低下や新たなサービスを享受できる。＝成長戦略の基本

・民間の自由な活動範囲が拡大すれば、社会的規制（一定の安全基準を遵守させるなど）の守備範囲は拡大し、その体制強化も必要になる

※参入規制や価格規制などの経済的規制は原則廃止、安全維持など社会的規制は「規制改革」

○基本戦略

・分科会レベルでのテーマは、これまでの規制改革の努力の中で実現されてこなかった骨太の課題に絞り込む。（分科会レベルで進め方について課題・シナリオも含めてクローズドで集中議論）

例）総合取引所の早期設置、第1次産業への株式会社参入など

・他方、一般公募によるボトムアップ・アプローチは継続する。（分科会レベルでの監視や不服申立受付機能は重要）

○重要留意事項

・改革案のドラフティングは委員の直接的な責任の下に行うことが必須。メンバーをこの点で強化する必要があるのではないか。

・閣議決定案を次の3段階で策定；①分科会における担当課長ヒアリング＝公開、②分科会における担当省官房長との折衝（改革案の提示と意見聴取）、③残された論点について政治折衝（行政刷新大臣と担当省政務3役）

・役所がどのように反応するかは、担当者の業績評価と密接に絡む。改革に前向きに取り組むことがプラスの評価になるよう霞が関に徹底することが最重要。（現実はいざいざその逆、激しく抵抗したことが評価されることも多いため）